

議案

議案第 1 号

令和 7 年度財政投融资計画補正

令和7年度財政投融资計画補正

機 関 名	財 政 融 資			産 業 投 資			政 府 保 証			合 計			参 考					
													自己資金等			再 計		
	当初計画 (億円)	補 正 (億円)	改定計画 (億円)	当初計画 (億円)	補 正 (億円)	改定計画 (億円)	当初計画 (億円)	補 正 (億円)	改定計画 (億円)	当初計画 (億円)	補 正 (億円)	改定計画 (億円)	当初計画 (億円)	補 正 (億円)	改定計画 (億円)	当初計画 (億円)	補 正 (億円)	改定計画 (億円)
自動車安全特別会計	112	61	173	—	—	—	—	—	—	112	61	173	1,755	2	1,757	1,867	63	1,930
株式会社国際協力銀行	7,200	19,400	26,600	1,000	2,700	3,700	6,480	18,750	25,230	14,680	40,850	55,530	(200) 9,420	(ー) 32,150	(200) 41,570	24,100	73,000	97,100
独立行政法人福祉医療機構	1,946	2,756	4,702	—	—	—	—	—	—	1,946	2,756	4,702	(200) 363	(ー) —	(200) 363	2,309	2,756	5,065
国立研究開発法人国立精神・ 神経医療研究センター	—	15	15	—	—	—	—	—	—	—	15	15	—	—	—	—	15	15
独立行政法人鉄道建設・運輸 施設整備支援機構	610	95	705	20	—	20	—	—	—	630	95	725	(271) 1,567	(ー) —	(271) 1,567	2,197	95	2,292
株式会社日本政策投資銀行	3,000	1,000	4,000	700	—	700	3,500	—	3,500	7,200	1,000	8,200	(6,600) 17,900	(ー) —	(6,600) 17,900	25,100	1,000	26,100
食料安定供給特別会計外 26機関	84,643	—	84,643	3,079	—	3,079	9,527	—	9,527	97,249	—	97,249	(19,033)	(ー)	(19,033)			
合 計	97,511	23,327	120,838	4,799	2,700	7,499	19,507	18,750	38,257	121,817	44,777	166,594	(26,304)	(ー)	(26,304)			

財政投融资計画の運用に当たっては、経済事情の変動等に応じ、国会の議決の範囲内で財政融資又は政府保証を増額することができる。

- (注) 1 「財政融資」、「産業投資」及び「政府保証」は、それぞれ「財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律」(昭48法7)第5条第2項第1号、第2号及び第3号に掲げる運用、投資及び債務保証である。
- 2 「自己資金等」欄の()書は、財投機関債(独立行政法人等が民間金融市場において個別に発行する政府保証のない公募債券をいう。)の発行により調達する金額を内書したものである。
- 3 このほか、独立行政法人福祉医療機構については、令和7年度特別会計予算総則第21条第3項に基づき、財政融資資金の長期運用予定額を973億円増額している。
- 4 「参考」欄の計数は、それぞれ四捨五入によっている。

議案第 2 号

令和 7 年度財政融資資金運用計画の一部変更

令和 7 年度財政融資資金運用計画の一部変更について

令和 7 年度における財政融資資金運用計画について、下記のとおり変更する。

記

(単位：億円)

機 関 名	現計画	追 加	追加後計画
自動車安全特別会計	1 1 2	6 1	1 7 3
株式会社国際協力銀行	7, 2 0 0	1 9, 4 0 0	2 6, 6 0 0
独立行政法人福祉医療機構	2, 9 1 9	2, 7 5 6	5, 6 7 5
国立研究開発法人国立精神・ 神経医療研究センター	—	1 5	1 5
独立行政法人鉄道建設・運輸 施設整備支援機構	6 1 0	9 5	7 0 5
株式会社日本政策投資銀行	3, 0 0 0	1, 0 0 0	4, 0 0 0

議案第 3 号

令和 7 年度の財政融資資金の融通条件の改定

令和 7 年度の財政融資資金の融通条件の改定について

令和 7 年度の財政融資資金の融通条件（令和 6 年 1 2 月 2 6 日決定）を下記のように改め、令和 7 年度特別会計補正予算（特第 1 号）の成立日から適用する。

なお、貸付利率は、国債の利回りを基準として財務大臣が毎月定める利率とする。

記

1. 記 6 株式会社国際協力銀行に対する貸付けただし書を次のとおり改める。

ただし、外貨貸付のための外貨の調達に係る貸付けについては、7 年以内（満期一括償還）、10 年以内（満期一括償還）、15 年以内（満期一括償還）又は 20 年以内（満期一括償還）とし、令和 7 年度における貸付けのうち 17,733 億円については、5 年（満期一括償還）とすることができる。

2. 記 11 独立行政法人福祉医療機構に対する貸付けイただし書中（ハ）を次のとおり改める。

（ハ）令和 7 年度における貸付けのうち 2,892 億円については、10 年以内（1 年以内の据置期間を含む。）、1,437 億円については、30 年以内（2 年以内の据置期間を含む。）、102 億円については、39 年以内（2 年以内の据置期間を含む。）とすることができる。

3. 記 16 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に対する貸付けイー（ハ）ー（ii）を次のとおり改める。

（ii）物流出融資に係る貸付けについては、5 年

ただし、令和 7 年度における貸付けのうち 95 億円については、10 年以内（3 年以内の据置期間を含む。）、50 億円については、20 年以内

4. 記 25 を記 26 とし、記 24 を記 25 とし、記 23 の次に次のとおり追加する。

24 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターに対する貸付け
償還期限 10 年以内